

検討会の今後のスケジュール案と 論点について

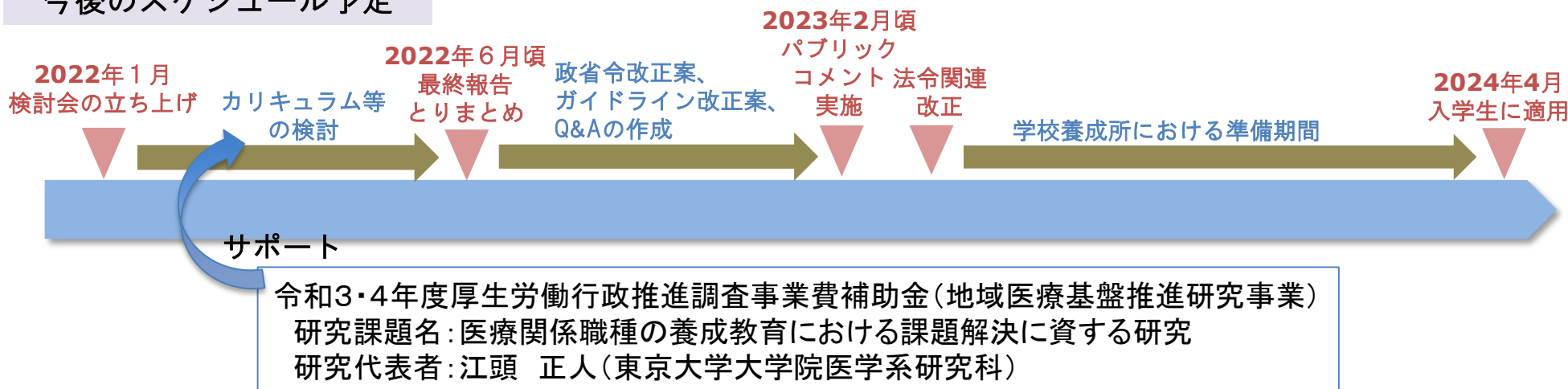
検討会の進め方と、今後のスケジュール案

言語聴覚士の学校養成所のカリキュラム等について、久しい見直しであることや関連団体から合同の要望として提示されていることを受けて、以下の基本方針で見直しを検討する。

<検討会の進め方>

1. 質の向上、患者安全の確保に資するよう言語聴覚士の学校養成所のカリキュラム等を見直す。
2. 関連団体から合同の要望として提示を受けた内容等を踏まえ、より安全・有用な教育及び臨床実習が実施されるよう改善点を挙げ、検討し諸規定を見直す。

今後のスケジュール予定



1. 教育内容及びその単位数の見直し等に関する事項

(1) 言語聴覚士学校養成所指定規則における教育内容とその単位数の見直し及び教育目標の新設について

文部科学大臣の指定した学校、都道府県知事の指定した言語聴覚士養成所における教育内容及びその単位数について見直すとともに、教育内容ごとに立てる教育目標について検討する。

(2) 厚生労働大臣の指定する科目の見直しと教育する養成施設における「指定科目の審査基準」の新設について

文部科学大臣の指定した学校、都道府県知事の指定した言語聴覚士養成所、並びに厚生労働大臣の指定する科目を教育する学校における教育内容、単位数等の水準を揃えるため、言語聴覚士学校養成所指定規則に準じた指定科目の審査基準となるよう検討する。

(3) 教育上必要な機械器具、標本及び模型について

教育内容の見直しに即した機械器具、標本及び模型として、標準に整備する品目について検討する。

2. 臨床実習の在り方に関する事項

(1) 臨床実習の中で実践学習すべき範囲の見直しについて

言語聴覚士を取り巻く環境変化に求められる教育とするため、臨床実習の中で実践学習すべき領域の見直しを検討する。

(2) 臨床実習の段階的な実施方法の導入とその教育目標の新設について

臨床実習の教育的効果を高めるために、早期から段階的に取り組むことができる実習形態とその教育目標について検討する。

(3) 臨床実習における実習指導者の担当学生人数について

臨床実習の新たな実施方法を導入する要望に伴い、実習形態ごとに教授するのに適当な実習指導者の担当学生人数について検討する。

(4) 臨床実習施設において有することが求められる設備について

言語聴覚士の臨床実習施設として利用する病院において実習用設備として有することが求められる設備の見直しについて検討する。

(5) 臨床実習を実施する主たる施設の新設について

実習施設の医療提供内容による実習内容の差異を考慮し、臨床実習の質を担保するための主たる実習施設を設置することについて検討する。

(6) 臨床実習指導者の新たな要件(必須研修)の追加と既存類似研修修了者の扱いについて

臨床実習指導の質を高めるために、臨床実習指導者の要件に厚労省で定める必須研修を追加し充実させるとともに、既にある類似の研修を修了した者における扱いについて検討する。

(7) 臨床実習前後の評価の実施について

臨床実習に臨む前後の学生に対し、養成施設において知識、技術及び態度等の到達状況の把握、指導、学習成果の評価を実習の単位数に含めることについて検討する。

3. 教員に関する事項

(1) 教員に関する事項について

教員の質を担保しつつ能力の向上を行うため、教員に関する事項について見直しを検討する。

(2) 教員の配置人数について

教育内容を充実させる要望に伴い、各教育内容を教授するのに適当な教員の配置人数について検討する。

(3) 専任教員の担当業務時間数について

専任教員の授業外業務等の負担を考慮し、1週間あたりの担当授業時間数について検討する。

(4) 専任教員となるにあたり必要となる要件について

専任教員の教育・指導力向上のため、専任教員となるにあたり必要となる要件として追加する事項を検討する。

(5) 臨床実習調整者の配置について

養成施設における臨床実習の計画作成、調整、進捗管理等を行う者として、専任教員から必須配置することについて検討する。

4. その他に関する事項

(1) 第三者による外部評価について

養成施設の質を担保するための外部評価とその結果公表の実施について検討する。

指定規則で定める教育内容及びその単位数の見直しに関する事項(1)

論 点 指定規則の教育内容、備考及びその単位数における見直し提案内容について、どう考えるか。

- ・ 現行教育の拡充を目的とした教育内容の統合及び新設について具体的提案内容が適正かどうか。
- ・ 大きな単位として統合した教育内容の中で、科目及びその単位をすべて指定するならば、統合は不要ではないか。
- ・ 選択必修分野は各校の裁量に任せるべきで、不要ではないか。

<現行>

教育内容	第1項単位 法第33条	第2・3・5項単位 法第33条	備考
基礎分野			
人文科学二科目	2	/	
社会科学二科目	2	/	
自然科学二科目	2	/	1科目は統計学とすること。
外国語	4	/	
保健体育	2	/	
専門基礎分野			
基礎医学	3	3	医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。
臨床医学	6	6	内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。
臨床歯科医学	1	1	口腔外科学を含む。
音声・言語・聴覚医学	3	3	神経系の構造、機能及び病態を含む。
心理学	7	7	心理測定法を含む。
言語学	2	2	
音声学	2	2	
音響学	2	2	聴覚心理学を含む。
言語発達学	1	1	
社会福祉・教育	2	2	社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。

<要望書提案事項（現行に追記）>

教育内容	第1項単位 法第33条	第2・3・5項単位 法第33条	備考
基礎分野			
科学的思考の基礎 人間と生活 社会の理解	14	/	—1科目は統計学とすること。 人文科学（教育学を含む）、社会科学、自然科学（統計学を含む）、外国語等を含むこと。
専門基礎分野			
人体のしくみ・疾病と治療	15	15	—医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。 —内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。 —口腔外科学を含む。 基礎医学3単位、臨床医学8単位、音声・言語・聴覚医学4単位とすること。
心の働き	7	7	心理測定法を含む。 心理学とすること。
言語とコミュニケーション	9	9	聴覚心理学を含む。 言語学、音声学、音響学（聴覚心理学）、言語発達学を含むこと。
地域包括支援、社会保障、教育とリハビリテーション	3	3	社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。 地域言語聴覚療法学とすること。



指定規則で定める教育内容及びその単位数の見直しに関する事項(2)

論 点 指定規則の教育内容、備考及びその単位数における見直し提案内容について、どう考えるか。

- ・ 現行教育の拡充を目的とした教育内容の統合及び新設について具体的提案内容が適正かどうか。
- ・ 大きな単位として統合した教育内容の中で、科目及びその単位をすべて指定するならば、統合は不要ではないか。
- ・ 選択必修分野は各校の裁量に任せるべきで、不要ではないか。

<現行>

教育内容	第1項単位 法第33条	第2・3・5項単位 法第33条	備考
専門分野			
言語聴覚障害学総論	4	4	
失語・高次脳機能障害学	6	6	
言語発達障害学	6	6	脳性麻痺及び学習障害を含む。
発声発語・嚥下障害学	9	9	吃音を含む。
聴覚障害学	7	7	聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。
臨床実習	12	12	実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。
選択必修分野	8		専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。
合計	93	73	

<要望書提案事項(現行に追記)>

教育内容	第1項単位 法第33条	第2・3・5項単位 法第33条	備考 ※赤字は団体要望の提案文言
専門分野			
言語聴覚障害・療法の基本概念	2	2	基礎言語聴覚障害学とすること。
言語聴覚障害の評価診断・治療学	28	28	—脳性麻痺及び学習障害を含む— —吃音を含む— —聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む— 失語・高次脳機能障害学6単位、言語発達障害学6単位、発声発語・嚥下障害学9単位、聴覚障害学7単位とすること。
(新設)言語聴覚療法マネジメント	2	2	言語聴覚療法管理学2単位とすること。
臨床実習	15	15	実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。
選択必修分野	6		専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。
合計	101	81	

指導ガイドラインで定める教育目標に関する事項(1)

論 点

指定規則の教育内容に、指導ガイドラインにおいて教育目標を新設する提案内容について、どう考えるか。

- ・指定規則に定める各教育分野が目的とする修得させるべき具体的内容の提案内容が適正かどうか。

< 要望書提案事項（現行に追記） >

< 要望書提案事項（新設） >

教育内容	第1項単位 法第33条	第2・3・5項単位 法第33条	備考 ※赤字は団体要望の提案文言	教育目標
基礎分野 科学的思考の基礎 人間と生活 社会の理解	14		1科目は統計学とすること。 人文科学（教育学を含む）、社会科学、自然科学（統計学を含む）、外国語等を含むこと。	科学的・論理的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動する能力を培う。生命倫理、人の尊厳について幅広く理解する。国際化及び情報化社会に対応できる能力を培う。 患者・利用者等との良好な人間関係の構築を目的に、人間関係論、コミュニケーション論等を学ぶ。
専門基礎分野 人体のしくみ・疾病と治療	15	15	医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。 内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。 口腔外科学を含む。 基礎医学3単位、臨床医学8単位、音声・言語・聴覚医学4単位とすること。	医学総論、解剖学、生理学及び病理学の観点から、言語聴覚療法に関わる人体の構造と機能の知識を系統的に学ぶ。 言語聴覚療法に必要な臨床医学（内科、小児科、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科、臨床神経及び形成外科、口腔外科学、（臨床歯科医学）、栄養、薬理、救急救命及び予防の基礎的知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。 その他、栄養、薬理、救急救命、感染予防の基礎的知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。 聴覚、神経、発声・発語に関する言語聴覚療法の基礎知識を系統的に学ぶ。また、医用画像の基礎的知識と評価を学ぶ。
心の働き	7	7	心理測定法を含む。 心理学とすること。	言語聴覚障害および言語聴覚臨床について学修するうえで基礎となる心のはたらきに関する知識・技術・態度を修得する。
言語とコミュニケーション	9	9	聴覚心理学を含む。 言語学、音声学、音響学（聴覚心理学）、言語発達学を含むこと。	言語学、音声学、音響学、聴覚心理学、言語発達学の観点から言語・コミュニケーション分野で言語聴覚士に必要な基礎的知識を習得する。
地域包括支援、社会保障、教育とリハビリテーション	3	3	社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。 地域言語聴覚療法とすること。	言語聴覚臨床の基礎となる社会福祉、リハビリテーション、学校教育に関する基本的知識を修得する。さらに、言語聴覚療法の業務に関する、自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携の実践能力を養う。

指導ガイドラインで定める教育目標に関する事項(2)

論 点 指定規則の教育内容に、指導ガイドラインにおいて教育目標を新設する提案内容について、どう考えるか。
 ・指定規則に定める各教育分野が目的とする修得させるべき具体的内容の提案内容が適正かどうか。

< 要望書提案事項（現行に追記） >

< 要望書提案事項（新設） >

教育内容		第1項単位 法第33条	第2・3・5項単位 法第33条	備考 ※赤字は団体要望の提案文言	教育目標
専門分野	言語聴覚障害・療法の基本概念	2	2	基礎言語聴覚障害学とすること。	言語聴覚障害の特性と種類、言語聴覚士の役割・専門性および言語聴覚療法の基本概念を修得する。 言語聴覚障害研究の基本的知識・技能を修得する。
	言語聴覚障害の評価診断・治療学	28	28	脳性麻痺及び学習障害を含む。 吃音を含む。 聴力検査並びに補聴器及び大耳内耳を含む。 失語・高次脳機能障害学6単位、言語発達障害学6単位、発声発語・嚥下障害学9単位、聴覚障害学7単位とすること。	失語症および高次脳機能障害に共通する基本的知識と、言語聴覚療法の評価診断および言語治療（訓練・指導・支援）に関する知識・技能・態度を修得する。言語発達障害および関連障害に関する基本的知識、言語聴覚療法の評価診断および言語治療（訓練・指導・支援）に関する知識・技能・態度を修得する。発話障害、流暢性障害、音声障害、摂食嚥下障害および合併症、関連障害の基本的概念と知識を修得する。小児系・成人系の発話障害に対する言語聴覚療法の評価診断および言語治療（訓練・指導・支援）に関する知識・技能・態度を修得する。聴覚障害および関連障害に関する基本的知識と言語聴覚療法の評価診断および言語治療（訓練・指導・支援）に関する知識・技能・態度を修得する。その他、画像情報による評価、喀痰等の吸引についても修得する。
	(新設) 言語聴覚療法マネジメント	2	2	言語聴覚療法管理学2単位とすること。	職場管理、言語聴覚療法教育及び職業倫理含む。 マネジメントの基本概念とプロセス、職場環境、職業倫理、生涯教育、法的責任、多職種連携、労務・精神衛生管理、ハラスメント、安全管理、インフォームドコンセント、実習指導におけるマネジメントなどについて修得する。
	臨床実習	15	15	実習時間の3分の2以上は病院又は診療所において行うこと。	対象児・者およびその家族と信頼関係を保ち、基本的な臨床的態度および技能を修得する。修得した知識・技能・態度を統合して言語聴覚療法の役割・職務を理解し、対象児・者の特徴と問題を把握できる。修得した知識・技能・態度を統合して臨床に適用し、言語聴覚療法の評価診断および訓練・指導・支援の技能を修得する。臨床実習前の評価及び臨床実習後の評価を含む。
	選択必修分野	6		専門基礎分野又は専門分野を中心として講義又は実習を行うこと。	一般臨床医学及び実習を含む解剖学など医学系の分野、または研究や臨床実習に関わる実践・演習、専門あるいは職業前教育を含む総合的な実践教育など、専門分野又は専門基礎分野を行うこと。

指定学校養成所(指定規則)と科目承認校(厚労省告示227号)の指定科目等に関する比較 及び 論点

論点

指定学校養成所の指定規則の教育内容や単位数の変更等に伴い、科目承認校の指定科目等においても同様な教育水準となるよう見直すとともに新たな基準を設けることを意図した団体要望案について、どう考えるか。(資料3 要望書P26)

・指定学校養成所と科目承認校で定める教育は、具体的内容の提案内容で実施する場合、整合性ある同等な水準を担保できるものとなっているか。

指定学校養成所(指定規則)

単位数				教育内容		
現行	要望	現行	要望	現行	変更の要望意見	備考
法第33条1号	法第33条2号	※修業年数	※修業年数			
3年以上	2年以上					
2	14	/	/	基礎分野	科学的思考の基礎 人間と生活 社会の理解	人文科学(教育学を含む)、 社会科学、自然科学(統計学を含む)、 外国語などを含む
2				人文科学二科目		
2				社会科学二科目		
2				自然科学二科目		
4				外国語		
2	15	/	/	基礎分野	人体のしくみ・疾病と治療	基礎医学(3単位)を含む 臨床医学(8単位)を含む 音声・言語・聴覚医学(4単位)を含む
3				基礎医学		
6				臨床医学		
1				臨床歯科医学		
3				音声・言語・聴覚医学		
7				心理学		
2				言語学		
2				音声学		
2				音響学		
1				言語発達学		
2	3	2	3	専門基礎分野	地域包括支援・社会保障、教育とリハビリテーション	地域言語聴覚療法学を含む
4	2	4	2	専門基礎分野	言語聴覚障害・療法の基本概念	基礎言語聴覚障害学を含む
6	28	/	/	専門基礎分野	言語聴覚障害の評価診断・治療学	失語・高次脳機能障害学(6単位)、 言語発達障害学(6単位)、 発声発語・嚥下障害学(9単位)、 聴覚障害学(7単位)を含む
6				失語・高次脳機能障害学		
6				言語発達障害学		
9				発声発語・嚥下障害学		
7				聴覚障害学		
-	2	-	2	専門基礎分野	(新設)言語聴覚療法マネジメント	言語聴覚療法管理学を含む
12	15	12	15	専門基礎分野	臨床実習	見学実習、評価実習、総合臨床実習
8	6	/	/	選択必修分野	選択必修分野	
93	101	73	81			
73	81	73	81	対応する教育内容(専門基礎、専門)のみの合計単位数		

81 対応する教育内容の合計単位数

及び告示で専門分野の科目は、指定規則(現行)の専門基礎を担保してきた。

科目承認校(厚労省告示227号) ※修業年数の指定なし

単位数		大臣が定める科目名	大臣が定める科目名
現行	要望	現行	変更の要望意見
3以上	3以上	基礎医学(医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。)	基礎医学系
8以上	8以上	臨床医学(内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。)	臨床医学系
4以上	4以上	音声・言語・聴覚医学(神経系の構造、機能及び病態を含む。)	音声・言語・聴覚医学領域
7以上	7以上	臨床心理学 生涯発達心理学 学習・認知心理学(心理測定法を含む。)	心理系
9以上	9以上	言語学 音声学 言語発達学 音響学(聴覚心理学を含む。)	言語聴覚基礎系
3以上	3以上	社会福祉・教育(社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。)	地域包括支援・社会福祉・教育系(地域言語聴覚療法含む)
2以上	2以上	言語聴覚障害学総論(言語聴覚障害学を含む。)	言語聴覚療法基礎系
6以上	6以上	失語・高次脳機能障害学	失語・高次脳機能障害系
6以上	6以上	言語発達障害学(脳性麻痺及び学習障害を含む。)	言語発達障害系
9以上	9以上	発声発語・嚥下障害学(音声障害、構音障害及び吃音を含む。)	発声発語・嚥下障害系
7以上	7以上	聴覚障害学(小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。)	聴覚障害系
2以上	2以上	-	(新設)職業管理系・言語聴覚療法マネジメント
15以上	15以上	臨床実習	臨床実習

特段の定めはない

科目承認校(厚労省告示227号)の指定科目の指導内容に関する事項(1-1)

論 点 指導ガイドラインの教育目標と同等な教育水準として団体が提案する科目承認校の指定科目及びその教育内容について、どう考えるか。

- ・ 提案内容の指定科目及び教育目標は、同等な教育水準として適正かどうか。

<指導ガイドライン(要望書提案事項)>

<告示227号(要望書提案事項)>

教育内容 (要望書提案の文言)	教育目標 (要望書提案の文言)
専門基礎分野 人体のしくみ・疾病と治療	医学総論、解剖学、生理学及び病理学の観点から、言語聴覚療法に関わる人体の構造と機能の知識を系統的に学ぶ 言語聴覚療法に必要な臨床医学(内科、小児科、精神医学リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科、臨床神経及び形成外科、口腔外科学、(臨床歯科医学)、栄養、薬理、救急救命及び予防の基礎的知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。その他、栄養、薬理、救急救命、感染予防の基礎的知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。聴覚、神経、発声・発語に関する言語聴覚療法の基礎知識を系統的に学ぶ。また、医用画像の基礎的知識と評価を学ぶ。
心の働き	言語聴覚障害および言語聴覚臨床について学修するうえで基礎となる心のはたらきに関する知識・技術・態度を修得する。
言語とコミュニケーション	言語学、音声学、音響学、聴覚心理学、言語発達学の観点から言語・コミュニケーション分野で言語聴覚士に必要な基礎的知識を習得する。
地域包括支援、社会保障、教育とリハビリテーション	言語聴覚臨床の基礎となる社会福祉、リハビリテーション、学校教育に関する基本的知識を修得する。さらに、言語聴覚療法の業務に関する、自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携の実践能力を養う。

指定科目名 (要望書提案の文言)	教育目標 (要望書提案の文言)
基礎医学系	医学総論、解剖学、生理学及び病理学の観点から、言語聴覚療法に関わる人体の構造と機能の知識を系統的に学ぶ。
臨床医学系	言語聴覚療法に必要な臨床医学(内科、小児科、精神医学リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科、臨床神経及び形成外科、形成外科、口腔外科学、臨床歯科医学)、栄養、薬理、救急救命及び予防の基礎的知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。
音声・言語・聴覚医学領域	聴覚、神経、発声・発語に関する言語聴覚療法の基礎知識を系統的に学ぶ。また、医用画像の基礎的知識と評価を学ぶ。
心理系	言語聴覚障害および言語聴覚臨床について学修するうえで基礎となる心のはたらきに関する知識・技術・態度を修得する。
言語聴覚基礎系	言語学、音声学、音響学、聴覚心理学、言語発達学の観点から言語・コミュニケーション分野で言語聴覚士に必要な基礎的知識を習得する。
地域包括支援・社会福祉・教育系 (地域言語聴覚療法含む)	言語聴覚臨床の基礎となる社会福祉、リハビリテーション、学校教育に関する基本的知識を修得する。さらに、言語聴覚療法の業務に関する自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携の実践能力を養う。

科目承認校(厚労省告示227号)の指定科目の指導内容に関する事項(1-2)

論 点 指導ガイドラインの教育目標と同等な教育水準として団体が提案する科目承認校の指定科目及びその教育内容について、どう考えるか。

・提案内容の指定科目及び教育目標は、同等な教育水準として適正かどうか。

<指導ガイドライン(要望書提案事項)>

<告示227号(要望書提案事項)>

教育内容 (要望書提案の文言)	教育目標 (要望書提案の文言)
専門分野 言語聴覚障害・療法の基本概念	言語聴覚障害の特性と種類、言語聴覚士の役割・専門性および言語聴覚療法の基本概念を修得する。言語聴覚障害研究の基本的知識・技能を修得する。
言語聴覚障害の評価診断・治療学	失語症および高次脳機能障害に共通する基本的知識と、言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。言語発達障害および関連障害に関する基本的知識、言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。発話障害、流暢性障害、音声障害、摂食嚥下障害および合併症、関連障害の基本的概念と知識を修得する。小児系・成人系の発話障害に対する言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。聴覚障害および関連障害に関する基本的知識と言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。その他、画像情報による評価、喀痰等の吸引についても修得する。
(新設) 言語聴覚療法マネジメント	職場管理、言語聴覚療法教育及び職業倫理含む。マネジメントの基本概念とプロセス、職場環境、職業倫理、生涯教育、法的責任、多職種連携、労務・精神衛生管理、ハラスメント、安全管理、インフォームドコンセント、実習指導におけるマネジメントなどについて修得する。
臨床実習	対象児・者およびその家族と信頼関係を保ち、基本的な臨床的態度および技能を修得する。修得した知識・技能・態度を統合して言語聴覚療法の役割・職務を理解し、対象児・者の特徴と問題を把握できる。修得した知識・技能・態度を統合して臨床に適用し、言語聴覚療法の評価診断および訓練・指導・支援の技能を修得する。臨床実習前の評価及び臨床実習後の評価を含む。

指定科目名 (要望書提案の文言)	教育目標 (要望書提案の文言)
言語聴覚療法基礎系	言語聴覚障害の特性と種類、言語聴覚士の役割・専門性および言語聴覚療法の基本概念を修得する。言語聴覚障害研究の基本的知識・技能を修得する。
失語・高次脳機能障害系	失語症および高次脳機能障害に共通する基本的知識と、言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。
言語発達障害系	言語発達障害および関連障害に関する基本的知識、言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。
発声発語・嚥下障害系	発話障害、流暢性障害、音声障害、摂食嚥下障害および合併症、関連障害の基本的概念と知識を修得する。小児系・成人系の発話障害に対する言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。
聴覚障害系	聴覚障害および関連障害に関する基本的知識と言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。
職業管理系・言語聴覚療法マネジメント	言語聴覚士としての職業倫理を学び、自己の心身管理と職場内における職員の心身管理ならびに環境の管理を学ぶ。また、言語聴覚士として知識・技術が向上されるよう自己ならびに職場の職員を啓発する方法を学ぶ。
臨床実習	対象児・者およびその家族と信頼関係を保ち、基本的な臨床的態度および技能を修得する。修得した知識・技能・態度を統合して言語聴覚療法の役割・職務を理解し、対象児・者の特徴と問題を把握できる。修得した知識・技能・態度を統合して臨床に適用し、言語聴覚療法の評価診断および訓練・指導・支援の技能を修得する。

科目承認校(厚労省告示227号)の指定科目の指導内容に関する事項(2-1)

論 点 指導ガイドラインの教育目標と同等な教育水準として団体が提案する科目承認校の指定科目及びその教育内容について、どう考えるか。

・提案内容の指定科目の必須内容は、同等な教育水準として適正かどうか。

<告示227号(要望書提案事項)>

指定科目名 (要望書提案の文言)	教育目標 (要望書提案の文言)	必須内容 (要望書提案の文言)
基礎医学系	医学総論、解剖学、生理学及び病理学の観点から、言語聴覚療法に関わる人体の構造と機能の知識を系統的に学ぶ。	健康・疾病・障害と社会環境、医の倫理、医療行為、人口・保健統計、疫学、健康管理・予防医学、母子保健、成人・老人保健、精神保健、感染症対策、環境保健、人体の概要、細胞と組織、系統、発生、一般生理学、運動機能、感覚機能、睡眠と脳波、記憶と学習、自律機能、血液、循環、呼吸、消化と吸収、体液調整と尿排泄、内分泌・生殖機能、疾病の原因、病変、遺伝、免疫
臨床医学系	言語聴覚療法に必要な臨床医学(内科、小児科、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科、臨床神経及び形成外科、形成外科、口腔外科学、臨床歯科医学)、栄養、薬理、救急救命及び予防の基礎的知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。	内科診断学総論、内科治療学総論、循環器疾患、呼吸器疾患、膠原病・アレルギー・免疫疾患、血液疾患、消化器疾患、腎臓疾患、内分泌・代謝疾患、感染症、老年医学、小児の発達と成長、胎児医学と出生前医学、周産期医学、脳性麻痺と運動器疾患、てんかんと痙攣性疾患、中枢神経の奇形、変性疾患、脳腫瘍など、感染症、発達障害、その他の疾患、精神医学の方法、精神障害の分類、精神科症候学、精神疾患、ライフサイクル、精神保健(メンタルヘルス)、リハビリテーション医学総論、検査と評価、治療総論、各種疾患・障害のリハビリテーション、耳科学、鼻科学、口腔・咽頭科学、喉頭科学、気管食道科学、頭頸部腫瘍学、脳血管障害、頭部外傷、脳腫瘍、感染症、変性疾患、認知症、水頭症、脱髄疾患、末梢神経障害、筋疾患、頭痛、形成外科学総論、組織移植、外傷、熱傷、潰瘍、口唇・顎・口蓋裂、頭蓋、顔面、耳介の先天異常、頭頸部外科手術に伴う障害、瘢痕とケロイド、歯、歯周組織、口腔、顎、顔面、顎関節、唾液腺、口腔ケア、歯科医学的处理、構音、摂食、咀嚼の障害と関係ある疾患、構音、摂食、咀嚼の障害に対する歯科医学的治療法、救急医療システム、救急時の指標(バイタルサイン、Japan Coma Scale、Glasgow Coma Scale、トリアージ、窒息、含む)、基本的救急措置、一次救命措置(BLS)、スタンダードプリコーション
音声・言語・聴覚医学領域	聴覚、神経、発声・発語に関する言語聴覚療法の基礎知識を系統的に学ぶ。また、医用画像の基礎的知識と評価を学ぶ。	呼吸器の基本構造、呼吸運動、呼吸器機能検査、呼吸器系の病態、喉頭の基本構造、喉頭の機能、喉頭の病態、喉頭の検査、構音器官の基本構造、構音運動、構音器官の病態、構音器官の検査、聴器の構造、聴器の機能、聴器の病態、中枢神経系の構造、末梢神経系の構造、神経細胞の働き、中枢神経系の機能、末梢神経系の機能、中枢神経系の病態、末梢神経系の病態、神経生理、医療画像診断の方法と評価
心理系	言語聴覚障害および言語聴覚臨床について学修するうえで基礎となる心のはたらきに関する知識・技術・態度を修得する。	感覚、知覚・認知、学習、記憶、思考・知識、言語、対人認知、心理物理学的測定法、テスト理論、尺度構成法、調査法、データ解析法、パーソナリティ理論、発達各期における心理臨床的問題、異常心理、臨床心理学的アセスメント、心理療法、発達の理念、新生児期・乳児期、幼児期・児童期、青年期、成人期・老年期

科目承認校(厚労省告示227号)の指定科目の指導内容に関する事項(2-2)

論 点 指導ガイドラインの教育目標と同等な教育水準として団体が提案する科目承認校の指定科目及びその教育内容について、どう考えるか。

- ・提案内容の指定科目の必須内容は、同等な教育水準として適正かどうか。

<告示227号(要望書提案事項)>

指定科目名 (要望書提案の文言)	教育目標 (要望書提案の文言)	必須内容 (要望書提案の文言)
言語聴覚基礎系	言語学、音声学、音響学、聴覚心理学、言語発達学の観点から言語・コミュニケーション分野で言語聴覚士に必要な基礎的知識を習得する。	言語学の基礎、日本語の音韻論、形態論、統語論、意味論、語用論、発声発語器官と構音、音声の基礎知識、音の物理的側面、音響管の周波数特性、音声生成の音響理論、言語音の生成と知覚、音声の音響分析、音の心理物理学、聴覚の周波数分析とマスキング分析、両耳の聞こえ、言語の発達に関する知識
地域包括支援・社会福祉・教育系 (地域言語聴覚療法含む)	言語聴覚臨床の基礎となる社会福祉、リハビリテーション、学校教育に関する基本的知識を修得する。さらに、言語聴覚療法の業務に関する自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携の実践能力を養う。	社会保障と社会福祉、社会保障の体系と範囲、社会保障を構成する各制度、社会福祉を構成する各法規、障害者に関する施策と実施体制、社会福祉援助技術、社会保障の実施体制、リハビリテーションと障害論、教育リハビリテーション、職業リハビリテーション、社会リハビリテーション、地域リハビリテーション、医療リハビリテーション、関係職種と法規、言語聴覚療法提供の形態、多職種連携、地域における各種の情報収集・評価・訓練・支援
言語聴覚療法基礎系	言語聴覚障害の特性と種類、言語聴覚士の役割・専門性および言語聴覚療法の基本概念を修得する。言語聴覚障害研究の基本的知識・技能を修得する。	言語聴覚障害学総論、臨床の基礎、言語聴覚士の職務内容、職業倫理、評価・診断の理念、評価・診断の課程、研究倫理、文献検索の方法、論文の読み方、)研究の種類、研究の進め方、基本的統計分析法、発表、報告の方法
失語・高次脳機能障害系	失語症および高次脳機能障害に共通する基本的知識と、言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。	失語症の定義と鑑別、原因疾患、病巣言語側性化、失語症の一般症状、発話面の症状、理解面の症状、復唱障害、読字障害、書字障害、古典型失語症群、その他の失語症、純粋型、原発性進行性失語、後天性小児失語、失語症の評価・診断過程、評価法、診断手続き、リハビリテーション過程、言語訓練の理論と技法、訓練計画、各期の訓練・援助、神経心理学の定義と方法、高次脳機能障害の背景症状、注意障害、記憶障害、失認、視空間障害、動作・行為障害、前頭葉症状、半球離断症候群、認知症を呈する疾患の高次脳機能障害、外傷性脳損傷の高次脳機能障害、評価法、訓練・援助の基本原則、訓練法、チームアプローチ
言語発達障害系	言語発達障害および関連障害に関する基本的知識、言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。	言語発達障害とは、言語発達障害の病態、関連する主要な障害の種類と疾患、療育・教育・就労支援体制、収集する情報の種類、発達・知能検査、言語検査、評価のまとめ、言語発達段階に即した指導・訓練・支援、障害別指導・訓練、働きかけの諸技法、養育支援・地域連携

科目承認校(厚労省告示227号)の指定科目の指導内容に関する事項(2-3)

論 点 指導ガイドラインの教育目標と同等な教育水準として団体が提案する科目承認校の指定科目及びその教育内容について、どう考えるか。

- ・提案内容の指定科目の必須内容は、同等な教育水準として適正かどうか。

<告示227号(要望書提案事項)>

指定科目名 (要望書提案の文言)	教育目標 (要望書提案の文言)	必須内容 (要望書提案の文言)
発声発語・嚥下障害系	発話障害、流暢性障害、音声障害、摂食嚥下障害および合併症、関連障害の基本的概念と知識を修得する。小児系・成人系の発話障害に対する言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。	声の特性と機能及び調整、音性障害の発生メカニズム、音声の検査・評価・診断、音声障害の治療、無喉頭音声、音声障害者への支援、構音障害の概念と理論、構音障害の検査・評価、機能的構音障害、器質的構音障害、運動障害性構音障害、摂食・咀嚼・嚥下、嚥下障害の発症メカニズム、摂食・嚥下障害の検査・評価、摂食・嚥下障害の治療・訓練、喀痰等の吸引、気管切開患者への対応、吃音の基礎知識、吃音の検査・評価、吃音の訓練・指導
聴覚障害系	聴覚障害および関連障害に関する基本的知識と言語聴覚療法の評価診断および言語治療(訓練・指導・支援)に関する知識・技能・態度を修得する。	小児聴覚障害とは、成人聴覚障害とは、聴覚検査と評価、言語・コミュニケーションの検査と評価、指導・支援と計画、養育・就学支援と社会連携、就学・就労支援と社会連携、補聴器、人工内耳・人工中耳、聴覚・情報保障支援システム、視覚聴覚二重障害とは、評価と訓練・援助
職業管理系・言語聴覚療法マネジメント	言語聴覚士としての職業倫理を学び、自己の心身管理と職場内における職員の心身管理ならびに環境の管理を学ぶ。また、言語聴覚士として知識・技術が向上されるよう自己ならびに職場の職員を啓発する方法を学ぶ。	マネジメントの基本概念とプロセス、職場環境、職業倫理、生涯教育、法的責任、多職種連携、労務・精神衛生管理、ハラスメント、安全管理、インフォームドコンセント、実習指導におけるマネジメント
臨床実習	対象児・者およびその家族と信頼関係を保ち、基本的な臨床的態度および技能を修得する。 修得した知識・技能・態度を統合して言語聴覚療法の役割・職務を理解し、対象児・者の特徴と問題を把握できる。 修得した知識・技能・態度を統合して臨床に適用し、言語聴覚療法の評価診断および訓練・指導・支援の技能を修得する。	<p><見学> 見学時の行動、共感の方法、実習施設での言語聴覚士の役割・職務の理解、他職種の専門性と職務ならびに連携、ら対象児・者の把握、臨床場面の記述、報告書作成、報告・発表</p> <p><評価(実習指導者の下)> 評価計画の立案、面接、観察、検査の実施、言語聴覚障害に関連する全身状態の把握(意識・バイタルサイン)、障害のスクリーニング、評価方法の選択、情報の分析、評価記録の作成、評価サマリの作成と報告</p> <p><総合実習(実習指導者の下)> 評価結果に基づく言語治療(訓練・指導・支援)計画の立案、科学的根拠に基づく言語治療(訓練・指導・支援)法の決定、言語治療(訓練・指導・支援)の優先順位決定、基本的な言語治療(訓練・指導・支援)の実施(典型例)、訓練・指導・支援記録の作成、訓練・指導・支援の効果測定、臨床計画の修正、臨床経過報告書の作成、実習の報告</p>

教育上必要な機械器具、標本、模型に関する事項

論 点

教育内容の見直しに即した標準に整備する品目として、関係団体から提出された見直し提案について、どう考えるか。
 ・要望書の提案では、教育上必要な品目として新設を希望するものが多くあるが、各養成所は対応可能であるのか。

言語聴覚士学校養成所指導ガイドライン

< 現行（赤字は要望書提案） >

1 機械器具

ビデオ録画システム(カメラ、テレビ、ビデオコーダ含む) ⇒動画記録・再生システム	2式
ビデオモニタシステム(VHS、8ミリ、テレビ) ⇒削除	10人に1台以上1学級分 ⇒削除
携帯用ビデオカメラ(VHS、8ミリ) ⇒削除	各学級1台以上 ⇒削除
音声録音再生装置(カセット、CD、MD等) ⇒音声録音再生装置	10人に1台以上1学級分
オーディオメータ(JIS診断用I型)	10人に1台以上1学級分
自記オーディオ用レコーダ ⇒削除	20人に1台以上1学級分 ⇒削除
幼児聴力検査装置(COR検査、PS検査等が可能なもの)	20人に1台以上1学級分
インピーダンスオーディオメータ	20人に1台以上1学級分
補聴器特性測定装置	20人に1台以上1学級分
人工内耳マッピングシステム	1台以上
騒音計	20人に1台以上 1学級分
音響分析装置	1台以上
発音訓練装置	1台以上
呼吸発声機能測定装置 ⇒呼吸機能検査装置	1台以上
(新設) 発声機能検査装置	(新設) 1台以上
オシロスコープ ⇒削除	1台以上 ⇒削除
ファンクションジェネレータ	1台以上
パーソナルコンピュータ一式 ⇒削除	20人に1台以上1学級分 ⇒削除
シャーカステン ⇒削除	各学級1台以上 ⇒削除
(新設) 音響フィルタ	(新設) 20人に1台以上 1学級分
心理検査・言語検査用具(各種)	適当数
補聴器(数種類)	適当数
人工喉頭(電気式、笛式) ⇒人工喉頭	各1台以上 ⇒ 1台以上
コミュニケーションエイド(各種)	適当数
訓練教材(各種)	適当数
発声発語器官検査・用具一式(鼻息鏡等)	適当数

(新設) 平衡機能検査(重心動揺計・フレンツェル眼鏡等)	(新設) 1台以上
(新設) 聴性誘発反応検査装置	(新設) 1台以上
(新設) 吸引装置一式(吸引模型含む)	(新設) 1台以上
(新設) 舌圧計	(新設) 10人に1台以上 1学級分
(新設) 酸素飽和度測定器	(新設) 10人に1台以上 1学級分
(新設) 血圧計	(新設) 10人に1台以上 1学級分
(新設) リクライニング椅子またはベッド	(新設) 1台以上
(新設) 救急蘇生装置(AED) シミュレーター	(新設) 1台以上

2 模型

人体解剖模型	1台以上
聴覚系解剖模型	1台以上
発声発語・嚥下系解剖模型	1台以上
神経系解剖模型	1台以上

3 設置が望ましい機器

(新設) 内視鏡	(新設) 1台以上
----------	-----------